

【諮問第62号】

10川公審第34号
平成11年3月17日

川崎市代表監査委員
深瀬松雄様

川崎市公文書公開審査会
会長 藤原 淳一郎

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成9年3月26日付け8川監第320号をもって代表監査委員から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する拒否処分の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

別紙「住民監査請求関係書類文書目録」及び「付属資料一覧」の各「公開すべき部分」欄記載の部分を公開すべきである。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

平成9年1月7日、本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、「岡本太郎美術館についての住民監査請求について、監査委員事務局で収集・調査した資料一切」の閲覧等の請求をしたが、本件実施機関監査委員会（以下「実施機関」という。）は、上記請求対象文書（以下「本件文書」という。）の閲覧等を拒否したため、同年3月14日、不服申立人が条例第14条第1項に基づき閲覧等を求めて不服申立てを行ったのが本件不服申立てである。（当審査会諮問第62号事件）

3 不服申立人の主張要旨

平成9年6月9日付け不服申立人の意見書及び平成10年8月22日の不服申立人の意見陳述によれば、不服申立人の主張は概要以下のとおりである。

(1) 返却したため文書が存在しないという実施機関の理由説明について

実施機関が返却したため不存在とした文書については、どの資料を建築局（現まちづくり局）に返却したのか、どの資料を教育委員会に返却したのか、さらに保管されているのはどの資料なのか、公文書の特定及び非公開の理由が明らかにされていない。

市民は文書が特定され、その対象文書について非公開理由が明らかにされなければ非公開理由の妥当性を判断できない。また、返却した事実の立証がなされなければ、返却を理由とする文書不存在は成立しない。

(2) 個人情報性について

本件のように、個人情報が含まれるからと文書名さえも公開しない処分を許せば、請求者はどのような情報が非公開とされたのかを知ることができず、処分が妥当であるかどうかを判断する根拠も得られない。個人情報があった場合でも、個人生活事項にマスクを施し、当該文書を一部非公開とし、その他は公開すべきである。

(3) 意思決定過程情報性について

本件開示請求は、監査結果が出された後、つまり意思決定後になされたものであり、意思決定に影響を与えることはできない。したがって意思決定過程を理由として引用することは不当である。

(4) 事業執行過程情報性について

実施機関の理由には、開示請求に対して当該情報のどの部分がどのようなノウハウに関係し、具体的にいかなる事務又は事業の執行にいかなる支障を生じるおそれがあるのか、非公開とする具体的な根拠、実質的な理由が示されていない。単に実施機関の一方的な主観が述べられているだけであり、事業執行過程情報に該当する非公開理由とはなり得ていない。

4 実施機関の主張要旨

平成9年4月23日付け実施機関の非公開理由説明書及び平成10年9月26日の実施機関からの事情聴取によれば、実施機関の主張は概要以下のとおりである。

(1) 当該住民監査請求により収集した資料は建築局及び教育委員会事務局から借用したもので、監査が終了したため所管局に返却した。

(2) 個人情報性について

収集した資料のうちの一部には個人生活事項、具体的には氏名、住所、職業など個人が特定される情報が含まれており、個人のプライバシーを侵害するおそれがある。

(3) 意思決定過程情報性について

監査経過に関する文書は、結果が出された意思形成後ののものであっても、監査結果を出すに至る段階的な個々の公文書が相互に関連し合うことから、それぞれの審議過程における未成熟や不確実な情報が断片的に公開されることにより、市民に対して誤解や混乱を招くおそれがある。また、監査委員の審議過程の情報を公開すると、今後同種の住民監査請求の審議にあたって、自由かつ適当な意見交換が阻害されるなど、将来の同種の事務事業の構成又は適正な執行に著しい支障が生じることになる。

さらに、監査委員は60日以内に監査結果を出さなくてはならないにもかかわらず、監査における調査には強制力が与えられていないため、関係者の協力が不可欠である。

そのため、関係者から提供された情報を守秘し、信頼関係を確保する必要がある。したがって、これらの情報を公開すると、今後、関係者の協力を得にくくなり、調査が遅延するなど、将来の同種の事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生ずるため、事後においてもこれを公開することはできないと判断した。

(4) 事業執行過程情報性について

住民監査請求に係る監査業務に関する情報には、事務執行上のノウハウと言うべき性質のものが含まれており、また、捜査情報に類する場合もあるので、このような情報が公開されると今後の反復継続される当該事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生じるため、非公開が妥当と判断した。

5 実施機関の主張の一部撤回

実施機関は、当審査会の審査の過程において上記の4(1)の「監査が終了したため所管局に返却した」との主張を撤回し、不服申立人の意見陳述の直前に文書を特定し、「住民監査請求関係書類非公開文書目録」及び「非公開書類に係る付属資料一覧」(以下「文書目録」という。)を当審査会に提出し、審査会は不服申立人に提示した。

なお、この文書目録は実施機関によりその後さらに詳しいものに作り直され、同時に実施機関は改めて諾否の主張を整理し、結果的に相当部分の非公開の主張を取り下げた。

このため、実施機関の非公開理由としては、文書目録中の文書番号7-2-(1)の一部、同8-(1)~(3)、8-2-(1)~(3)、8-3-(1)、(2)の文書全部についての意思決定過程情報性と事業執行過程情報性及び以上の文書以外の各文書中における個人情報性の主張が残った。

6 審査会の判断

(1) 審査会の判断の対象文書

実施機関の上記5の主張の変更は、妥当なものであり、是認できる。

したがって、実施機関がその一部若しくは全部を非公開とし審査会の判断の対象となる情報は、監査委員による関係職員の事情聴取の記録とその延長線上で追加的に調査したことを記録した文書及び各文書の個人情報の部分のみである。

(2) 条例第7条第1項第1号該当性について

条例第7条第1項第1号は、個人を尊重する観点から、「知る権利」の保障と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報（以下「個人情報」という。）を原則として非公開とすることとしている。また、同条同項同号ただし書は、個人情報であっても、次に掲げる情報の場合は例外的に公開できると規定している。

「ア 何人でも法令の規定により閲覧することができる」とされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

本件文書中の個人情報に係る部分については、監査結果により公表される情報や出版物の著作者氏名、さらには「お知らせ」の類のように不特定多数の者に配布される文書に記載された内容など、すでに公知性が生じているものや、そもそも公表されることが前提とされていると考えられるものについてはただし書イに該当するから公開が相当であり、実施機関の判断も同様である。

それ以外の個人の生年月日、年齢、監査請求を取り下げた者の氏名、個人の印影、監査請求書に不備のある者の氏名、住民基本台帳に登載されていない者の氏名、法人の従業員氏名、教育委員会への請願・陳情一覧中の本件関係者以外の者の住所・氏名、現地での話し合いメモ中の市職員以外の発言者氏名、文書に書き込みをした者の訂正印影、「使用水量のお知らせ（隔月制）」中の水道使用者の住所、氏名、「ガス料金郵便振替払込金受領書（兼請求書）」中のガス使用者の住所、氏名「長崎県から個人あての通知」中のあて先人氏名については条例第7条第1項第1号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないと判断される。したがって、個人情報として非公開とすることが相当であるから、実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第7条第1項第3号該当性について：その1

住民監査請求関係文書についての考え方の整理

本件対象公文書は、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条の規定による住民監査請求を受けて監査委員が「監査結果」を公表するまでの間に作成又は取得された文書である。実施機関は、先述5にあるように、包括的非公開処分ではなく文書を個別に選別した上で決定するとして、その主張の一部の変更を当審査会に申し出た。しかし、たとえば文書番号7-2-(1)「関係職員調査」について言えば、実施機関は、冒頭の教育長等による資料説明部分（1～11頁）は、一部の非公開（黒塗り）箇所を

除いて原則的に公開できるが、監査委員との質疑応答部分(11~34頁)は、答弁職員名を除き全面非公開としている。このようにして、本件の論点は、もっぱら本文書の条例第7条第1項第3号該当性に集約されることとなった。

考え方の整理として、まず監査委員の活動といっても本件は一般の監査の場合と異なり個別の住民監査請求に基づく監査委員の監査に関連した公文書であるという点に着目しなければならない。

さらに、本件請求対象公文書が、既に「監査結果」が平成9年1月16日付け川崎市公報(号外第1号)において公表されている個別具体的な住民監査請求に関連する文書である点に着目しなければならない。この点からは、監査手続中とは異なり、請求対象公文書が「時限秘切れ」(条例第7条第3項)となる可能性を大いに秘めているといえる。また、非公開事由として主張される「意思決定過程情報」(条例第7条第1項第3項ア)も「事業執行過程情報」(第7条第1項第3号イ)も、ともに本件住民監査請求の事案処理そのものにとっての危険性や弊害という意味ではなくて、反復継続される同種事案にとって今回の公開がどのような影響を及ぼすかという点にしばられてくるのである。

一つの見解として、本件請求対象公文書が「監査結果」公表後のものであることに力点を置き、かつ住民監査請求に対して監査委員がどのような資料をもとにしてどのような審議過程で最終結果に至ったかを文書の上で明らかにしたいという市民の要求に理解を示す立場からすれば、監査委員が既に結論を出した案件である以上、公開に格別支障はないはずだと割り切り、例外的にどうしても公開に支障のあるものがあればその箇所のみを非公開にできるにとどまるというものである。ことに住民訴訟(自治法第242条の2)では、監査手続の瑕疵を争うことが含まれていないことから、公開の必要性は高いと考えられる。非公開答申だが、平成10年7月3日付け渋谷区個人情報保護及び情報公開審査会答申が指摘する点である(兼子・藤原・藤原・野村編『情報公開等審査会答申事例集』11901~11905頁)。

対立するもう一つの見解として、確かに、「監査結果」そのものは法律上公表が予定されている(自治法第242条第3項)が、かといって最終結論に至る全ての公文書が当然に公開されるというのには論理の飛躍があり、非公開の場での事情聴取や合議を経由する以上は、非公開の場での意思形成を重視すべきであって、その過程で作成又は取得された文書の公開は監査委員の心理に影響を与え、ひいては監査制度の事務事業の目的をそこねる結果を招来するため、非公開こそが本来であり、例外的に支障ないものだけを部分公開できるにとどまるというものである。

上記の2通りの考え方は、実際に当審査会での意見交換の過程でも登場したものである。ただ、両見解は抽象論であるだけにどこまでいっても平行線をたどるだけであり、この論争は生産的結果を生み出さないものである。そこで当審査会としては、より具体的事例に即したアプローチを採用することとした。すなわち、具体的に本件公文書に即して、イン・カメラ審査により、個別に一層の公開が可能か否かを吟味するという道である。

(4) 条例第7条第1項第3号該当性について：その2

文書番号7-2-(1)についての争点

文書番号7-2-(1)が条例第7条第1項第3号に該当するとの実施機関の主張は、監査における調査には強制力が与えられておらず、このため監査における調査には関係人の任意の協力が不可欠であり、関係人の任意の協力を得るためには、事情聴取の内容を秘匿し関係人との信頼関係を確保する必要があり、これらの情報を公開すると今後関係機関の協力を得にくくなり、必要な調査ができなくなったり、調査に遅延を生じる等「今後の同種の事務事業の公正または適正な執行に支障が生じる」こと、監査結果は全会一致である合議を前提しており、事情聴取における監査委員の発言は、結果にいたるまでの意思決定過程に様々な紆余曲折が考えられ、各委員の未成熟な情報が公開されれば、各委員の未成熟な考えが明らかになり、今後の委員の自由かつ適当な議論に支障をきたすという2点にある。これに対して申立人は、関係機関から適切な資料提供が行われないという危惧は、監査委員の立場及び業務の性質からみて当然に直面する問題だが、その対策は情報公開請求とは全く別個に検討すべきもので、「信頼関係」は納税者であり主権者である市民との間で獲得すべきであって、事情聴取者との「信頼関係」を優先するなら最初から厳しい勧告は出さないと断言しているようなもので公正な監査はできないこと、監査委員は、未成熟な不確実な情報に基づいて監査をしたことになるのか、審議に当たって監査委員が自由に意見が言えなくなる理由がどこにあるのか、非公開でしか言えない意見が公正、中立な立場に立った責任ある意見と言えるのか等と反論している。

当審査会で両者の主張を検討した結果、まず実施機関主張の については、住民監査請求の事案によっては、たとえば公金使い込みの責任者や各人の関与の程度を特定するために関係部局から事情聴取といった極端な例を想定すれば、いわば内密の事情聴取の必要性が考えられなくはない。しかし、本件のように岡本太郎美術館建設計画に関連した市の決定にかかわるいくつかの争点の違法性・不当性の存否に関しては、内密の事情聴取の必要性は考えられない。むしろ一般論としては、後に事情聴取記録が公開されることが予測される場合には、事情聴取される者が本音を言わなくなるという危険性も考えられなくはない。しかし、発言内容は事情聴取される者に任されているという側面があるのは当然で、それだからこそ、聴取記録を公開して、広く市民の監視下におくことが監査の適正さを確保する道であるとの反論も成り立つだろう。したがって、実施機関主張の については、事情聴取記録のどの部分がどういう理由で同種の事務事業の妨げになるのか、個別文書に即しての判断が求められることになる。

次に実施機関主張の については、監査結果は「合議」によると規定されている(自治法第242条第6項)だけで「全会一致」という旨は法文上はうかがえないものの、実務解釈として「合議がととのう」ことを前提としているようである(長野士郎「逐条地方自治法・第12次改訂新版」884頁参照)。しかし、全会一致を目指すか否かということと、事情聴取記録の公開・非公開の問題とは直結しない論点と考えられる。

また、そもそも事情聴取記録は、監査委員が最終判断に至る1つの過程としての質疑応答であるから、その内容が公開されたからといって、必ずしも監査委員個人の私

見が表明されたとは限らないし、のちの合議の過程で、見解が変更されることも大いにあり得るところである。したがって、事情聴取記録が公開されたからといって、直ちに実施機関が懸念するような監査委員個人の責任追及や監査委員個人への外部からの圧力といった副作用を伴うとは限らないように思われる。必要とあらば監査委員発言の個人名を伏せる措置も考えられなくはないので、それならば匿名監査委員の発言であれば公開できるのかという疑問も生じる。

理屈としては、本件対象公文書が事情聴取記録であって監査委員による「合議」の速記録でない以上、監査委員が責任感を持って監査請求事案を処するという心構えと自信さえあれば、これが公開されたところで、未成熟な見解を述べてしまって悔やまれるとか、今後の自由かつ達な論議に支障をきたすというのは杞憂にとどまる。

もっとも、本情報公開制度とは別に定められた本市の「審議会等の会議公開に関する指針」(以下「会議公開要綱」という。)は、監査委員は「附属機関」ではないのでこれに直接適用されるものではない(同指針第2条)が、附属機関の会議公開原則(第3条第1項)の例外として、「争訟の裁定、調停等に係る会議」は会議非公開が認められている(第3条第2項本文)。会議非公開であっても「議事録」作成(第11条)と確認(第12条)とは義務付けられているものの、「議事録」の閲覧は「公開会議」のみが対象として定められているにとどまる(第13条)。(むろん本件のように情報公開制度を用いて議事録の請求があった場合に、当審査会が条例に照らして個別判断を行い得ることは言うまでもない)。

さらに、実務上、「事情聴取が非公開だから事情聴取の際のやりとりを記載した本件文書も非公開」というような意識が監査委員や事情聴取される者に存在していたことも容易に推定できる。このため事情聴取記録を公開することは、事情聴取された者にとっても監査委員にとってもいわば不意打ち的になることも、情報公開制度の観点からのことの可否を別として、事実であろう。

また、事情聴取記録が公開となれば、監査委員も本音を言わなくなるとか、極論として監査委員の引き受け手がなくなるといった危惧の念を抱くかも知れない。しかし、事情聴取が密室ではなく記録が事後に公開されるということだけから本音で質問できない監査委員というのではそもそも市民からの信託に耐えないし、このことだけから委員の引き受け手がなくなるとも考えられない。ただ、国や本市の会議公開・議事録公開を当該審議会委員として体験した当審査会委員の経験から推理すれば、事後に議事録(ここでは事情聴取記録)が公開される場合には、頭の片隅に絶えず「会議公開・議事録公開」がつきまとうが、逆にそれだからこそ、良い質問・発言を心掛けるというプラスの面もあり、「会議公開・議事録公開」によって自由な発言が封じられるかのような言い方は、余りに決め付けの感がなくもない。

したがって、実施機関主張の については、現実的な解決策として、個別文書に即して「非公開」の必要性のある部分か否かについての個別具体的判断が求められるように思われる。

上述の考察から、文書に即した具体的判断という作業が必須であることが判明した。なお一点強調すべきは、実施機関が、「事情聴取記録が公開対象になり得るのであ

れば、今後は面倒を避けて公文書として記録を残さないか又はより簡単な要約版で済ませよう」というふうに公文書作成を現在よりも後退させることは断じてあってはならないことであるし、そのようなことが起こらないことを期待するものである。何よりも、仮にもそのような最悪の事態の発生を予防するためと称して、当審査会が本件に関する判断を狂わせるとすればこれは本末転倒であって、断じてそのような逃避的論法に乗ってはならないのは当然のことである。

(5) 条例第7条第1項第3号該当性について：その3

文書番号7-2-(1)についての個別判断

(ア) 資料説明部分

文書番号7-2-(1)の1~11枚目の教育長等による資料説明部分について、実施機関は、先述5にあるように、当初の全面非公開から発言内容を一部非公開にする旨の主張に改めている。

当審査会によるイン・カメラ審査によれば、実施機関がなお非公開として主張している部分は、教育長等の事情聴取された者（行政）が岡本太郎美術館計画に関する2件の住民監査請求案件についてその事実関係を資料を用いて説明したのちに、争われている諸点に関して違法性・不当性がない旨を、コメント的に述べている部分であることが認められる。

実施機関は上記部分を非公開にする実質的理由として、「〔周知の事実からは〕一歩踏み込んだ形で行政側が主張している部分」であり「監査委員の意思（判断）に直接的に作用するもの」と主張しているようである。しかし、当審査会委員がこの部分を読む限り、いわば行政の担当部局の立場から住民監査請求人の主張への反論としてコメントしたものであり、発言内容としては、その立場上、極めて当然のことを述べたものに過ぎない。ましてやこのコメント部分が「監査委員の意思（判断）に直接的に作用するもの」とも考えられない。このコメント部分には、格別に個別的に吟味しなければならないような内容も表現も含まれてはいない。したがって、このコメント部分を公開したからといって現に事情聴取を受けた者との「信義・信頼関係」を損ねるものではなく。また今後の同種の監査委員の監査請求の事務執行に支障が生じるおそれ（条例第7条第1項第3号イ参照）が存在するとは到底考えられない。そこで、当審査会は、資料説明部分は全て公開すべきであるとの結論に達した。

(イ) 質疑応答部分

実施機関は、先述5にあるように、当初の全面非公開から発言内容を一部非公開にする旨の主張に改めたものの、質疑応答部分（11~34頁）は、答弁職員名を除き非公開としている。

(イ-1) 発言者欄

まず先述5にある実施機関の新たな主張、すなわち、事情聴取を受けた者について職名、個人名を公表する一方で、監査委員の個人名を伏せるという取扱いに合理性があるだろうか。市民の知る権利と民主的市政を実現するために監査手続の透明性を高め、監査の結果に対する説明責任（accountability）を全うするという情報

公開制度の趣旨からすれば、監査委員の事情聴取での発言について委員名も明示することが望ましいというのが一つの見解として極めて論理的に成立することには疑いはない。しかし、当審査会での審議において、委員の中に、原則非公開が妥当であるとの少数意見が主張されたほか、別の委員からは、以下のような折衷意見も主張された。すなわち、本件請求対象文書は、本市の会議公開要綱が附属機関のみを対象とする（第2条）ことから監査委員には直接適用されないということ、仮にその精神を監査委員にも及ぼすとしても、上記会議公開要綱の施行以前に作成され、事情聴取記録がのちに公開されるという予測を立てないままに、生々しい速記録として作成されている。このような文書について、一気に公開原則をかぶせるよりもむしろ、過渡期にあってはある程度作成の事情を斟酌し、たとえば委員名は伏せるが、質疑応答の内容そのものは、委員名を特定できる発言内容の部分を除き、原則的に公開という方が、実施機関にも受容されやすいだろうし、条例第7条第1項第3号が懸念する今後の事務事業への影響もほぼ完全に防止できるという意味で、ぎりぎりの妥協点ではないかというものである。慎重に意見交換ののち、当審査会としては最終的にはこの折衷意見を採用し、発言者欄の表記については、監査委員の個人名のみを伏せ残りの部分は公開するという結論に達した。

(イ-2) 質疑応答発言部分の分類学

質疑応答部分を平成9年1月16日付けの監査結果である「8川監公第10号（以下「10号」という。）」及び「8川監公第11号（以下「11号」という。）」において整理された「監査対象事項」と照合し、各論点ごとに分類すると、大要以下のようなになる。

事案の背景としての岡本太郎美術館計画の背景及び住民側と市当局との交渉経過、事情聴取時点（平成8年11月27日）での状況：

11頁後半部分～13頁下から6行目、20頁12行目～22頁3行目、28頁17行目～下から8行目、29頁5行目～30頁4行目、30頁最終行～31頁12行目、32頁22行目～下から5行目

市民の環境権及びキツネら自然物が生存する権利（自然の権利）を侵害する違法性・不当性があるか（10号第1点）：

キツネ、タヌキの生息及び環境系について：22頁4行目～23頁下から15行目、30頁19～27行目、

取付道路分約1,620㎡を開発区域面積に算入せず、川崎市環境影響評価に関する条例（昭和51年川崎市条例第41号。以下「環境影響評価条例」という）に基づく環境影響評価の手続きを行わないまま建設工事を行うことには、同条例に反する違法性・不当性があるか（10号第2点）：

仮設進入路：17頁下から15行目～19頁14行目、24頁下から17～下から7行目、31頁14行目～18行目

アセスメントの実施：19頁15行目～20頁1行目、23頁下から16行目～24頁下から17行目、28頁17行目～下から8行目、

駐車場問題：30頁28行目～下から2行目、31頁13行目～32頁13行目、32頁

19 行目～21 行目

地下水流ないし生態系：24 頁下から 6 行目～28 頁 17 行目、28 頁下から 7 行目～29 頁 5 行目

取付道路予定地は地盤が脆弱で傾斜地であり、その建設には人の生命・身体の安全性を害する危険性が高いという違法性・不当性があるか（10 号第 3 点）：

30 頁 5 行目～18 行目、32 頁下から 4 行目～34 頁最終行。

「仮称岡本太郎美術館建設に伴う環境調査報告」における美術館のシンボルタワーの眺望予想に関する記述には「川崎市景観形成基本計画」に反する重大な誤りがあるか（11 号）：

13 頁下から 5 行目～17 頁下から 16 行目、20 頁 1 行目～11 行目。

(イ-3) 質疑応答発言部分の公開

イン・カメラ審査の一環として当審査会委員が質疑応答発言部分を拝読すると、（事情聴取時点でどの程度監査請求の趣旨なり「監査対象事項」を整理していたか外部からは知るすべはないものの）、10 号と 11 号の 2 つの住民監査請求を併合審理的に事情聴取したもので、両請求事件の監査対象事項の各論点に関する事実関係に基づく突っ込んだ質疑応答のみならず、監査委員からの岡本美術館建設問題の過去の事実経緯や背景に迫る鋭い指摘や質疑も含まれており、極めて真摯な事情聴取であることがうかがえる。問題は、実施機関が懸念するような内容なり表現がこの文書に含まれているか否かである。

仮定の問題であるが、たとえば住民との間でいまだに岡本太郎美術館問題についての交渉がもたれているか、又は決裂状態にあるという状況を想定した場合に、事情聴取を受けた者の発言の一部に、相手方に知られたくない交渉方針が明言されたとか、極度に交渉の相手方を中傷するような表現が用いられたとか、誤解を招きやすい不用意な表現を用いた（＝失言）といった部分があれば、問題箇所のみを非公開にすることには、条例第 7 条第 1 項第 3 号イからみて、一定の範囲での合理性が認められる可能性があると考えられる。

また、監査委員の発言中、事案に関する中立性を疑わせるような発言や、極度に人を中傷するような表現が用いられたとか、誤解を招きやすい不用意な表現を用いた（＝失言）といった部分があれば、同様に問題箇所のみを非公開にすることには、条例第 7 条第 1 項第 3 号イからみて、一定の範囲での合理性が認められる可能性があると考えられる。さらに事情聴取における質疑応答中、建設計画等の立案、安全性等の確認データ、眺望予想のデータ解析等について、行政内部ではない法人のノウハウ等がかかわる情報が引用又は提供されているのであれば、その範囲で条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性を吟味する必要がある。しかし実施機関は、事情聴取記録に関して非公開事由としての法人情報性を特に主張していない。

逆に言えば、上記のような事情がうかがえない部分については、時限秘切れとして公開に親しむと考えられる。上に指摘した基準を当てはめた結果、

第 1 に、(イ-1)との整合性を保つため発言監査委員名が特定される記載を非公開とする。

30 頁 21 行目「いうのは」に続く 25 行目「これは」の直前までを非公開とする。
17 頁 16 行目、20 頁 15 行目、30 頁 28 行目、31 頁下から 3 行目、32 頁 22 行目及び 33 頁 1 行目の『委員名』を非公開とする。

第 2 に、不用意な発言と認定される 32 頁下から 14 行目～11 行目を非公開とし、残る部分は全て公開との結論に達した。

(6) 条例第 7 条第 1 項第 3 号該当性について：その 4

文書番号 8 について：

非公開とされた文書番号 8 は、文書番号 7 - 2 - (1) に記録されている平成 8 年 11 月 27 日の事情聴取ののちに、監査委員の求めによって監査事務局から関係部局あてに出された追加資料要求と、それに対する関係部局からの回答文書である。先述 5 にある実施機関の新たな主張においても、公開に変更された部分は、回議書の表題部分（文書番号 8 - (1)）程度にとどまる。

実施機関の非公開理由として、60 日以内という限られた期間内に監査結果を出さなくてはならないにもかかわらず、調査には強制力が与えられていないため、関係者の任意の協力が必要で、関係者から提供された情報を守秘し、信頼関係を確保する必要があるとして、これを公開すると信義・信頼関係を損なうおそれがあり、今後関係者の協力を得られなくなり、調査が遅延するなど将来の同種の事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生じることから、条例第 7 条第 1 項第 3 号アに該当すること、

事務執行上のノウハウが含まれ、今後の反復継続される当該事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生じることから、条例第 7 条第 1 項第 3 号イに該当することを挙げている。上記の実施機関の非公開理由は、文書番号 7 - 2 - (1) において説かれた事柄と特に差異はないため、ここで繰り返し検討する必要はないように思われる。

要は、事案なり個別具体的な文書によっては、その全部又は一部が、実施機関が言う意味で非公開になり得るものもあるだろうが、包括的に論じることはできず、あくまで個別文書に即した判断が求められるのである。

当審査会がイン・カメラ審査によって文書番号 8 の内容を確認したところ、文書 8 は、以下のような構成になっている。

文書番号 8 - (1) 回議書

文書番号 8 - (2) 監査事務局長から関係部局あてに出された補足説明資料提出依頼
頭紙

文書番号 8 - (3) 監査委員による提出希望追加資料リスト

文書番号 8 - 2 - (1) 関係部局 A からの回答・頭紙

文書番号 8 - 2 - (2) 関係部局 A からの回答・資料

文書番号 8 - 2 - (3) 監査委員による提出希望追加資料リスト（8 - (3) 写し）

文書番号 8 - 3 - (1) 関係部局 B からの回答・頭紙

文書番号 8 - 3 - (2) 関係部局 B からの回答・本文

(7) 文書番号 8 - (1)、8 - (2)、8 - 2 - (1)、8 - 3 - (1) について

文書番号 8 - (1)、8 - (2)、8 - 2 - (1)、8 - 3 - (1) は、各文書の頭紙に相当する。
事情聴取の後に、関係部局に追加資料請求が出ることは、市民からすれば極めて

望ましい行動であり、むしろ歓迎されるべきことである。かといって、監査委員ないし監査事務局サイドからみて、このような資料の追加請求自体、事務執行上のノウハウというほどのものでもない。また、追加資料要求があったという事実が公表されることは、事情聴取した部局との信頼関係が格別損なわれるものとも考えられない。ただ、(6)(イ-1)で述べた文書番号7-2-(1)に関する当審査会の判断からして、各文書にある監査委員個人名は非公開が妥当である。したがって、文書番号8-(1)及び8-(2)にある監査委員個人名を除き、公開が妥当である。

(イ) 文書番号8-(3)、8-2-(3)

文書番号8-(3)とその写しの8-2-(3)とは、監査委員による提出希望追加資料リストである。イン・カメラ審査によれば、この中には監査委員個人名、印影とともに、文書番号7-2-(1)における質疑応答の内容からおおよそ推察される事柄が網羅されており、また仮にその時点で住民説明会が開催されれば、当然市民が疑問に思っただけで質問するであろう事項が網羅されているという印象を受ける。これを公開した場合の弊害が想定されることにより非公開とすべき理由があるか否かについて検討すると、文書中の監査委員個人名及びそれと一体をなす印影とは、(ア)の文書と同様の考え方により非公開が妥当である。しかし、文書の内容としては、どのような追加資料請求があったか自体の公表は、何ら関係部局との信義・信頼関係を損なうおそれがあるものではないし、監査委員の事務執行上のノウハウが含まれるものでもないと考える。詳細で完璧なチェック・リストになっている本文書について、(6)(イ-3)で述べた文書番号7-2-(1)のほぼ全面公開とあいまって、監査委員が忠実・誠実に職務を遂行していることを市民に知ってもらう意味でも、監査委員個人名及び印影を除き、公開するのが妥当である。

(ウ) 文書番号8-2-(2)、8-3-(2)

文書番号8-2-(2)、8-3-(2)は関係部局からの回答及び資料である。イン・カメラ審査によれば、回答の内容は、事情聴取における関係部局の発言内容を補足的に説明するものであって、(6)(イ-2)で整理した10号及び11号の監査対象事項のうち に関連して、文書番号8-2-(2)の1ないし2枚目が、進入路(取付道路)に関し、(1)進入路の概要、(2)進入路の撤去関係、(3)現状回復関係の3点について「発注者の想定」と「請負業者施工計画」との比較対照表を収録していることを除けば、特に新たな情報が付加された形跡をみることはできなかった。

とは言え、(イ)で述べた監査委員からの質問事項を公開するのが限度であって、関係部局からの回答まで公開すると、今後の監査委員の事業の執行に障害をもたらしかねないとして、関係部局からの回答及び資料の公開に反対する意見が、当審査会の審議において主張された。

他方、追加提出資料との照合こそが市民からすればより重要な情報であることに加えて、本件文書の内容は、実質的には事情聴取記録の域を出ないものなので、文書番号7-2-(1)と同様の判断が可能であり、本件文書を公開したからといって、今後関係部局の協力が得られなくなるというのは杞憂に過ぎないだろうし、仮に追加資料を提出しない場合には、監査委員としては、関係部局が争われている行為の

違法性・不当性を自白したものと取り扱うことすら不可能ではないだろうとの反対意見が有力に主張された。

当審査会としては、新たな情報である文書番号 8 - 2 - (2) の 1 ないし 2 枚目についてのみ非公開の対象とすることが可能かどうか検討してみた。その結果、対照表のことに「請負業者施工計画」については、答申時において既に着工されていることから「(1) 進入路の概要」部分は時限秘切れと考えられるが、「(2) 進入路の撤去関係」と「(3) 現状回復関係」とは完工していない現時点ではいわば試行錯誤的色彩があり得るため、いまだ時限秘切れに至らない「未成熟情報」と考えられる。ただその場合にも、「発注者の想定」は、この時点での行政での考え方を示すものであり、当然議会なり市民に情報提供すべき内容と考えられるので、これを非公開にすることはできないと考えた。

したがって、文書番号 8 - 2 - (2) の名あて人監査委員氏名及び「請負業者施工計画」欄の「(2) 進入路の撤去関係」並びに「(3) 現状回復関係」を除いて公開するのが妥当である。

(I) このように文書番号 8 の文書は、文書番号 7 - 2 - (1) といわば一体になっているか又はそれとほぼ同一視できる情報が収録されているという意味で、追加資料についても原則的に公開に親しむと判断したものである。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

	<p>(22) 資料目録</p> <p>(23) 資料 1 新聞記事(毎日新聞)</p> <p>(24) 資料 2 新聞記事(読売新聞)</p> <p>(25) 資料 3 新聞記事(東京新聞)</p> <p>(26) 資料 4 請求人生田緑地の自然を守る会が川崎市長らにあてた公開質問状とその回答</p> <p>(27) 資料 5 上記公開質問状の追加質問とその回答</p> <p>(28) 資料 6 「仮称岡本太郎美術館建設に伴う環境調査報告書(平成 8 年 3 月)川崎市」 - 抜粋</p> <p>(29) 川崎市長に関する措置請求〔請求人目録〕</p> <p>(30) 住民監査措置請求書</p> <p>(31) 川崎市長に関する措置請求()</p> <p>(32) 事実証明資料「タワー先端と真後ろのスカイラインの位置関係の予想」</p> <p>(33) 「仮称岡本太郎美術館建設に伴う環境調査報告書(平成 8 年 3 月)川崎市」 - 抜粋</p> <p>(34) 委任状</p>	<p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>個人印影以外の部分</p> <p>全部</p> <p>個人印影以外の部分</p> <p>個人印影以外の部分</p> <p>全部</p> <p>個人印影以外の部分</p>
4	<p>(1) 住民監査請求の受理に伴う監査の実施について(伺い) (8川監第 238 号)</p> <p>(2) 住民監査請求監査実施計画書(案 1) - その 1 -</p> <p>(3) 住民監査請求監査実施計画書(案 1) - その 2 -</p> <p>(4) 住民監査請求に基づく監査の実施について(通知)</p> <p>(5) 川崎市職員措置請求書(生田緑地の自然を守る会代表)</p> <p>(6) 川崎市長に関する措置請求〔請求人目録〕</p> <p>(7) 代理人目録</p> <p>(8) 委任状</p> <p>(9) 資料目録</p> <p>(10) 資料 1 新聞記事(毎日新聞)</p> <p>(11) 資料 2 新聞記事(読売新聞)</p> <p>(12) 資料 3 新聞記事(東京新聞)</p> <p>(13) 資料 4 請求人生田緑地の自然を守る会が川崎市長らにあてた公開質問状とその回答</p> <p>(14) 資料 5 上記公開質問状の追加質問とその回答</p> <p>(15) 資料 6 「仮称岡本太郎美術館建設に伴う環境調査報告書(平成 8 年 3 月)川崎市」 - 抜粋</p> <p>(16) 川崎市長に関する措置請求()</p> <p>(17) 事実証明資料「タワー先端と真後ろのスカイラインの位置関係の予想」</p>	<p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>個人印影以外の部分</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>個人印影以外の部分</p> <p>個人印影以外の部分</p>

	(18) 「仮称岡本太郎美術館建設に伴う環境調査報告書(平成8年3月)川崎市」- 抜粋	全部
5	(1) 住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述並びに補正依頼等について(伺い) (8川監第239号) (2) 郵便物配達証明書(請求人代理人あて) (3) 郵便はがき (4) 住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述について(通知・請求人代理人あて) (5) 郵便物配達証明書(あて) (6) 郵便はがき (7) 住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述について(通知・請求人あて) (8) 仮称岡本太郎記念美術館建設事業に係る住民監査請求の意見陳述出席者名簿	全部 全部 全部 監査請求書に不備ある者、あるいは住民基本台帳に記載されていない者の氏名以外の部分 全部 全部 全部 全部
6	住民監査請求陳述録	法人部長名以外の部分
7	(1) 住民監査請求に係る関係職員の事情聴取について(伺い) (8川監第240号) (2) 住民監査請求に伴う事情聴取について(通知・教育長あて) (3) 住民監査請求に伴う事情聴取について(通知・建築局長あて) (4) 関係職員事情聴取出席者名簿	全部 全部 全部 全部
- 2	(1) 関係職員調査 (2) 関係職員事情聴取出席者名簿	発言監査委員名が特定される記載、30頁21行目「いうのは」に続く25行目「これは」の直前まで、20頁15行目、30頁28行目、31頁下から3行目、32頁22行目及び33頁1行目の『委員名』及び32頁下から14行目～11行目を除く部分 全部
- 3	(1) 仮称岡本太郎美術館建設事業に伴う監査資料(教育委員会) (2) 資料1 仮称岡本太郎美術館建設事業の経緯について (3) 資料2 仮称岡本記念館建設基本構想(抜粋) (4) 資料3 仮称岡本記念館建設構想委員会設置要綱 (5) 資料4 仮称岡本記念館建設基本計画(抜粋)	全部 全部 全部 全部 全部

	<p>(6) 資料5 仮称岡本記念館建設基本計画策定委員会設置要綱</p> <p>(7) 資料6 仮称岡本太郎美術館建設予定地選定時候補地一覧</p> <p>(8) 資料7 仮称岡本太郎美術館建設事業建築実施設計の概要</p> <p>(9) 資料8 仮称岡本太郎美術館建設事業に伴う環境調査報告概要</p> <p>(10) 資料9 建設変更・建設促進請願陳情（仮称岡本太郎美術館関係）一覧</p> <p>(11) 資料10 仮称岡本太郎美術館住民説明会等開催一覧</p>	<p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>教育委員会への請願・陳情一覧中の本件関係者部分</p> <p>全部</p>
- 4	<p>(1) 仮称岡本太郎美術館建設事業に伴う監査資料（建築局）</p> <p>(2) 資料1 「都市計画法」抜粋</p> <p>(3) 資料2 「川崎市環境影響評価に関する条例」及び「同施行規則」抜粋</p> <p>(4) 資料3 仮称岡本太郎美術館建設地質調査委託報告書</p> <p>(5) 資料4 仮称岡本太郎美術館新築工事配置図</p> <p>(6) 資料5 工事請負契約書</p> <p>(7) 資料6 「建築基準法」及び「同施行令」抜粋</p> <p>(8) 資料7 「労働安全衛生規則」抜粋</p> <p>(9) 資料8 請負工事監督規程</p>	<p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>受託会社の従業員氏名以外の部分</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p>
- 5	<p>(1) 仮称岡本太郎美術館建設事業に伴う監査資料（教育委員会・建築局）</p> <p>(2) 資料1 シンボルタワー「母の塔」建物概略</p> <p>(3) 資料2 仮称岡本太郎美術館建設に伴う環境調査報告書</p> <p>(4) 資料3 母の塔及び背景となるスカイラインの仰角の比較</p>	<p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p>
8	<p>(1) 住民監査請求に係る文書での補足説明及び説明に必要な追加資料の提出について(伺い) (8川監第246号)</p> <p>(2) 住民監査請求に係る文書での補足説明及び説明に必要な資料の提出について(依頼)</p>	<p>監査委員氏名以外の部分</p> <p>監査委員氏名以外の部分</p>

	(3) 監査委員からの教育委員会・建築局への要請文 (正・副)	監査委員氏名及び印影以外の部分
- 2	(1) 住民監査請求に伴う資料要求について(回答・教育委員会) (8川教岡準第114号) (2) 監査委員への回答 (3) 監査委員からの教育委員会・建築局への要請文(写し) (4) 資料1 工事請負契約書 (5) 資料2 (6) 資料3 仮称岡本太郎美術館建設に伴う環境調査報告書 - 抜粋 (7) 資料4 仮称岡本太郎美術館建設に伴う環境調査報告書 - 抜粋 (8) 資料5 貯水池機能保全計画 (9) 資料6 岡本太郎美術館・母の塔に関する風洞実験報告書	全部 監査委員氏名及び「(2)進入路の撤去関係」並びに「(3)現状回復関係」中の「請負業者施工計画」欄以外の部分 監査委員氏名及び印影以外の部分 全部 全部 全部 全部 全部 受託会社の従業員氏名以外の部分
- 3	(1) 追加資料の送付について(回答・建築局) (8川建整第573号) (2) 開発区域の取扱いについて (3) 「仮称川崎市立岡上小学校建設計画に係る環境影響評価報告書(昭和60年10月)川崎市」 - 抜粋	全部 全部 全部
9	(1) 住民監査請求に係る証拠及び補正等の受理について(供覧) (2) 別紙 1 10月29日付け提出分証拠 (3) 証拠資料目録 (4) 新聞記事 (5) 岡本太郎美術館本体工事着工予定日(11月20日)現地での話合メモ (6) 生田緑地の生きものたち (7) 生田緑地レポート (8) 自然調査団ボランティア発表記録 (9) 生田緑地の生物 - 主に植物 - 与える影響について (10) 生田緑地の昆虫	全部 全部 全部 全部 氏名(市職員を除く)以外の部分 全部 全部 全部 全部 全部

(11) クモ相から見た生田緑地および少数のクモについて	全部
(12) 生田緑地およびゴルフ練習場の自然について	全部
(13) 環境調査報告書に対する意見	全部
(14) 岡本美術館建設による野鳥への影響	全部
(15) クモについて	全部
(16) 仮称岡本太郎美術館建設に伴う環境調査報告書を読んで!	全部
(17) 生田緑地の谷戸の甲虫(インセクトリウム 1991 11月号)	全部
(18) 岡本太郎美術館予定地「ゴルフ練習場」の昆虫調査記録	全部
(19) 川崎市の淡水産肉眼的底生動物(川崎市自然環境調査報告Ⅰ)	全部
(20) 岡本太郎美術館建設用仮設進入路図面(仮称岡本太郎美術館建設に伴う環境調査報告書) - 抜粋 -	全部
(21) 説明会撮影写真	全部
(22) 指定開発行為実施届	全部
(23) 基本計画の概要	全部
(24) 開発公害研究会発行「開発と公害」 - 抜粋	全部
(25) 岡本太郎美術館建設計画と建設地変更を求める活動の経過	全部
(26) 新聞記事(神奈川新聞)	全部
(26) 川崎市におけるホンドタヌキの分布と環境選択(川崎市青少年科学館紀要)	全部
(27) 川崎市におけるホンドタヌキの食物構成(川崎市青少年科学館紀要)	全部
(28) 川崎市におけるホンドタヌキの行動圏と日周期活動(川崎市青少年科学館紀要)	全部
(29) 川崎市におけるホンドタヌキ個体群の死亡状況と生命表(川崎市青少年科学館紀要)	全部
(30) 川崎市域で発見されたホンドキツネの死体解剖事例について(川崎市青少年科学館紀要)	全部
(31) 川崎市で発見されたハクビシンの死体解剖事例について(川崎市青少年科学館紀要)	全部
(32) 申入書	全部
(33) 別紙2 11月7日付け提出分証拠	全部
(34) 住民監査請求に係る意見陳述書()	個人印影及び法人部長名以外の部分
(35) 第1委員会議事録(96.7.17) - 抜粋	書き込みをした者の印影以外の部分
(36) 現地付近撮影写真	全部
(37) 都市計画基本図(1/2500)	全部

	<p>(38) 新聞記事(東京新聞)</p> <p>(39) 別紙 3 10月29日付け提出分「3自然の権利」</p> <p>(40) 書類送付の件</p> <p>(41) 信山社発行「自然の権利」- 抜粋</p> <p>(42) 判決書(平成八年(行コ)第22号損害賠償請求控訴事件)</p> <p>(43) 判決書(平成七年(行ウ)第16号損害賠償請求事件)</p> <p>(44) 別紙 4 10月29日付け提出分補正等</p> <p>(45) 補正若しくは証明資料提出の件</p> <p>(46) 使用水量のお知らせ(隔月制)</p> <p>(47) 郵便往復はがき</p> <p>(48) 郵便はがき</p> <p>(49) ガス料金郵便振替払込金受領書(兼請求書)</p> <p>(50) 川崎市長に関する措置請求〔請求人目録〕</p> <p>(51) 「生田緑地の自然を守る会」会則</p>	<p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>監査請求に不備のある者、あるいは取下げとなった者の氏名以外の部分</p> <p>水道使用者の住所、氏名以外の部分</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>ガス使用者の住所、氏名以外の部分</p> <p>個人印影以外の部分</p> <p>全部</p>
10	<p>(1) 川崎市長に関する措置請求に係る監査の結果について(伺い) (8川監第267号)</p> <p>(2) 川崎市長に対する措置請求に係る監査結果について(公表)</p> <p>(3) 川崎市長に関する措置請求について(通知・請求人あて)</p> <p>(4) 川崎市長に関する措置請求について(通知・請求人代理人あて)</p> <p>(5) 受領書</p>	<p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p>
11	<p>(1) 川崎市長に関する措置請求にかかる監査の結果について(伺い) (8川監第268号)</p> <p>(2) 川崎市長に対する措置請求に係る監査結果について(公表)</p> <p>(3) 川崎市長に関する措置請求について(通知・請求人あて)</p> <p>(4) 川崎市長に関する措置請求について(通知・請求人あて写し)</p> <p>(5) 受領書</p>	<p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>個人印影以外の部分</p>
12	<p>(1) 川崎市長に関する措置請求に係る監査の結果公報登載及び結果送付について(伺い) (8川監第269号)</p>	<p>全部</p>

	<p>(2) 川崎市長に関する措置請求に係る監査公表について(依頼)</p> <p>(3) 川崎市長に関する措置請求に係る監査の結果について(送付・川崎市長あて)</p> <p>(4) 川崎市長に関する措置請求に係る監査の結果について(送付・教育委員会委員長あて)</p> <p>(5) 川崎市長に関する措置請求に係る監査の結果について(送付・教育長あて)</p> <p>(6) 川崎市長に関する措置請求に係る監査の結果について(送付・建築局長あて)</p> <p>(7) 川崎市長に関する措置請求に係る監査結果について(公表) 写し</p> <p>(8) 川崎市長に関する措置請求に係る監査の結果について(送付・川崎市長あて写し)</p> <p>(9) 川崎市長に関する措置請求に係る監査の結果について(送付・教育委員会委員長あて写し)</p>	<p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p>
1 3	<p>(1) 川崎市長に関する措置請求に係る監査の結果公報登載及び結果送付について(伺い) (8川監第270号)</p> <p>(2) 川崎市長に関する措置請求に係る監査公表について(依頼)</p> <p>(3) 川崎市長に関する措置請求に係る監査の結果について(送付・川崎市長あて)</p> <p>(4) 川崎市長に関する措置請求に係る監査の結果について(送付・教育委員会委員長あて)</p> <p>(5) 川崎市長に関する措置請求に係る監査の結果について(送付・教育長あて)</p> <p>(6) 川崎市長に関する措置請求に係る監査の結果について(送付・建築局長あて)</p> <p>(7) 川崎市長に対する措置請求に係る監査結果について(公表)写し</p> <p>(8) 川崎市長に関する措置請求に係る監査の結果について(送付・川崎市長あて写し)</p> <p>(9) 川崎市長に関する措置請求に係る監査の結果について(送付・教育委員会委員長あて写し)</p>	<p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p>
1 4	川崎市公報	全部

付属資料一覧

番号	文 書 の 内 容	公 開 す べ き 部 分
1	「母の塔」の眺望調査について	全部
2	川崎新時代2010プラン - 抜粋	全部
3	第1次中期計画 - 抜粋	全部
4	川崎市環境影響評価に関する条例、同施行規則、川崎市環境影響評価審議会規則	全部
5	建設反対、変更等の請願・陳述一覧	全部
6	議会第1委員会(平成8年8月28日)会議録抜粋	全部
7	仮称岡本太郎美術館新築事前外溝工事概要	全部
8	川崎市環境基本条例、同施行規則	全部
9	仮称岡本太郎美術館建設に伴う環境調査報告書 - 抜粋 -	全部
10	公共工事標準請負契約約款	全部
11	川崎市契約規則、仮称岡本太郎美術館建設に伴う環境調査報告書 - 抜粋 -	全部
12	地盤強度(神奈川土質株式会社)	全部
13	土質・基礎工学 - 抜粋、労働安全衛生規則 - 抜粋	全部
14	仮称岡本太郎美術館建設に伴う環境調査報告書 - 抜粋 -	全部
15	川崎市都市景観形成基本計画(抜粋)、仮称岡本太郎記念館建設計画概要(抜粋)	全部
16	川崎市都市景観条例、同施行規則	全部
17	工事経過写真(進入路)	全部
18	現地調査写真(平成8年12月9日)	全部
19	仮称岡本記念館基本計画概要・生田緑地整備構想等懇談会報告書(平成4年9月川崎市) - 抜粋 -	全部
20	教育委員定例会会議録(平成5年7月27日)、仮称岡本記念館建設基本計画概要	全部
21	教育委員会定例会会議録(平成5年7月25日)	全部
22	福岡市監査結果(アイランドシティ整備事業)	全部
23	長崎県通知(平成8年7月17日)	通知書のあて先人氏名以外の部分
24	茨城県報(平成8年5月9日、平成7年11月20日)	全部
25	職員の範囲、住民訴訟の原告適格、要件、権利能力なき社団等	全部
26	住民監査請求関係判例等資料目録	通知書のあて先人氏名以外の部分

